

議案第 182 号

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 11 月 24 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 263 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前														
<p style="text-align: center;">（建築物の建ぺい率の最高限度）</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、<u>次に掲げる区域又は地区内の建築物</u>については、適用しない。</p> <p>(1) <u>大原 1 丁目弁天下地区地区整備計画区域</u></p> <p>(2) <u>南与野駅西口地区地区整備計画区域 A 地区</u></p> <p>(3) <u>やつしま地区地区整備計画区域</u></p> <p>5・6 [略]</p> <p>別表第 1（第 3 条、第 9 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大谷北部地区地区整備計画区域</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>やつしま地</td> <td>都市計画法第 20 条第 1 項の規</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 域	[略]		大谷北部地区地区整備計画区域	[略]	やつしま地	都市計画法第 20 条第 1 項の規	<p style="text-align: center;">（建築物の建ぺい率の最高限度）</p> <p>第 6 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 前項の規定は、<u>大原 1 丁目弁天下地区地区整備計画区域及び南与野駅西口地区地区整備計画区域 A 地区内の建築物</u>については、適用しない。</p> <p>5・6 [略]</p> <p>別表第 1（第 3 条、第 9 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大谷北部地区地区整備計画区域</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	区 域	[略]		大谷北部地区地区整備計画区域	[略]
名 称	区 域														
[略]															
大谷北部地区地区整備計画区域	[略]														
やつしま地	都市計画法第 20 条第 1 項の規														
名 称	区 域														
[略]															
大谷北部地区地区整備計画区域	[略]														

区地区整備計画区域	定により告示されたやつしま地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
梅の郷地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された梅の郷地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2に次のように加える。

56 やつしま地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
やつしま地区地区計画の地区整備計画図に表示する地区	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物 (1) 法別表第2(II)項第1号に規定するもの(3戸以上の長屋を除く。)並びに同項第2号、第8号及び第9号に規定するもの (2) 自治会館 (3) 幼稚園及び保育所 (4) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター (5) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)	1	1	0.75メートル(建築物の外壁等から隣地境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。)で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの又は出窓(見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。)で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅が50センチメートル未満であるものを除く。)	120平方メートル	10メートル(建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。)

57 梅の郷地区地区整備計画区域

区分 地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
梅の郷地区地区計画の地区整備	次に掲げる用途に供する建築物以外の建築物(建築物の地階)	1	0	0.9メートル(建築物の外壁等から道路境界線及び隣地境界線までの距離とする。ただし、壁面の位置の制限に	150平方メートル	9メートル(階数は地階を

<p>計画図に表示する地区</p>	<p>を、自動車車庫又は自転車駐車場以外の用途に供するものを含む。)</p> <p>(1) 住宅(3戸以上の長屋を除く。)</p> <p>(2) 住宅で診療所を兼ねるもの(患者の収容施設がないものに限る。)</p> <p>(3) 令第130条の3第1項第1号及び第6号に規定するもの</p> <p>(4) 自治会館</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するもの</p>	<p>の</p> <p>1</p> <p>2</p>	<p>満たない距離にある建築物又は建築物の部分のうち、建築物に附属する開放性の高い自動車車庫等で軒の高さが2.3メートル以下であるもの、建築物に附属する物置その他これに類するもの(自動車車庫等を除く。)で軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの又は出窓(見付面積の2分の1以上が窓であり、天袋、地袋その他これらに類するものを設けないものに限る。)で下端の床面からの高さが30センチメートル以上で、かつ、出幅が50センチメートル未満であるものを除く。)</p>	<p>除き2以下とする。)</p>
-------------------	---	----------------------------	---	-------------------

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。